

「特別養護老人ホーム和光苑」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(特別養護老人ホーム和光苑：島根県指定 3272290044)

(和光苑短期入所生活介護事業所：島根県指定 3272200175)

(和光苑介護予防短期入所生活介護：島根県指定 3272200175)

(和光苑障害福祉サービス事業者：島根県指定 3212210011)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果、要介護3以上と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 非常災害対策
7. 緊急時の対応
8. 事故発生時の対応
9. 守秘義務に関する対策
10. 利用者の尊厳
11. 身体拘束の禁止
12. 業務継続計画の策定
13. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況
14. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
15. 残置物引き取り人
16. 苦情の受付について

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 西ノ島福祉会
- (2) 法人所在地 島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀 697 番地
- (3) 電話番号 08514-7-8116
- (4) 代表者氏名 理事長 岡田 昌平
- (5) 設立年月 昭和 58 年 8 月 19 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定 島根県 第3272290044号
- (2) 施設の目的 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことのできる援助を目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 和光苑
- (4) 施設の所在地 島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀 697 番地
- (5) 電話番号 08514-7-8116
- (6) 施設長(管理者)氏名 尾崎 正行
- (7) 当施設の運営方針
社会福祉の精神に徹し、利用者個人の人権を尊重し職員相互の協調を図り、職員は熱意と愛情をもって利用者に接し、住みよい生活の場とする。
- (8) 開設年月 昭和59年6月1日
- (9) 入所定員 長期入所 40人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	3室	多床室
2人部屋	8室	多床室
4人部屋	10室	多床室
合計	21室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 上肢挙上運動用滑車、立位訓練用バー、 歩行訓練用平行棒
一般浴室	1室	
機械浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	
便所	8室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者又はご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤・非常勤	指定基準	保有資格
施設長	常勤	1	社会福祉主事
介護支援専門員	常勤	1	介護支援専門員
生活相談員	常勤	1以上	社会福祉主事等
介護職員	常勤	15以上	介護福祉士等
看護職員	常勤		看護師・准看護師
医師	非常勤	1以上	内科医、外科医
栄養士	常勤	1以上	管理栄養士

(指定(介護予防)短期入所生活介護を含む)

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務
ケアマネージャー	日勤 (9:00~18:00) 遅番 (10:00~19:00)
生活相談員	日勤 (9:00~18:00) 遅番 (10:00~19:00) 夜間 (交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます)
介護職員	早番 (7:15~16:15) (7:15~16:15) 日勤 (8:00~17:00) (9:00~18:00) 遅番 (10:00~19:00), D番 (13:00~22:00) H番 (21:55~6:55)
看護職員	日勤 (8:30~17:30) 遅番 (10:00~19:00) 夜間 (交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます)
医師	週2日(月・木曜日)、14:00~16:00で勤務
栄養士	日勤 (8:30~17:30) 遅番 (9:00~18:00)

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険負担割合証に記載された割合を差し引いた割合が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養ケア計画を基に管理栄養士の立てた献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態（療養食）および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間）

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理及び服薬管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

別紙令和6年8月1日改定の料金表（旧措置者は括弧内の料金となります。）によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金	915 円
2. うち、介護保険から給付される金額	0 円
3. 自己負担額 (1 - 2)	915 円

※当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

利用者負担段階表 (1日当たりの利用料金)

対象者	区分	居住費 (居住の種類により異なります)	食費
		多床室 (相部屋)	
生活保護受給者	利用者負担 第1段階	0 円	300 円
世帯全員 が市町村 民税非課 税の方	高齢福祉年金受給者	430 円	390 円
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 80 万円以下の方		650 円
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 80 万円超 120 万円以下の方		1,360 円
上記以外の方	利用者負担 段階 4	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。	1,445 円
		915 円	

(2) (1) 以外のサービス (契約書第4条、第5条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事 (酒類を含みます。)

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と現金等

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。

○利用料金：1件ごとに1か月当たり 800円（手数料及び保険料の実費程度）

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…） …	
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	

ii) クラブ活動

材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付等

ご利用者及びご契約者（ご家族）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます、又必要であれば複写物を交付いたします。

☆「個人情報に係る開示申請等に関する規則」に基づく手数料については別途ご負担いただきます

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

令和6年8月1日改定別紙参照。

⑦残置物の処理

当施設は、ご利用者又は「残置物引取人」の希望により、残置物を当施設で処理することができます。その際の処理にかかる費用として5,000円を実費ご負担いただきます。ただしリサイクル家電製品等のリサイクルにかかる料金は含まれません。別途ご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 山陰合同銀行 浦郷支店 普通預金 2044545 島根県農業協同組合 西ノ島支店 普通貯金 4028371
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：島根県農業協同組合 漁協協同組合 JF しまね

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	隠岐広域連合立隠岐島前病院
所在地	島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 2071 番地 1
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	にしのしま歯科
所在地	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷 554-15

6. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

13. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組：あり

島根県福祉サービス第三者評価の実施：なし

その他機関による第三者評価の実施：なし

14. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護 2 以下と判定された場合
（但し、平成 27 年 3 月までに入所された方や入所者の状態や自宅環境などを理由に除外される場合がございます。ご相談ください。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者又はご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者又はご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者又はご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者又はご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入所した場合

利用者が病院等に入院された場合の対応について (契約書第 18 条参照)
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 7 日以内 (連続して 6 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊) の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1 日あたり **915 円**)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、同一月における 2 回目以降の短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただき、利用した場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

※希望する方に○を付けて下さい

短期入所生活介護に活用することに

☆同意します

☆同意しません

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)

※ ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。その際の相談援助にかかる費用として以下に示す利用料金 (介護保険から給付される費用の一部) をご負担いただきます。

- ご利用者の退所前に退所後に生活する居宅を訪問して行う相談援助・・・460 円
- ご利用者の在宅復帰の促進のため指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する必要な調整を行った場合・・・400 円
- ご利用者の退所時に相談援助を行い、さらに退所後 2 週間以内に市町村や老人介護支援センター、ご利用者が希望する指定居宅介護支援事業者等に必要な情報を提供した場合・・・500 円

15. 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 20 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

当施設は、ご利用者又は「残置物引取人」の希望により、残置物を当施設で処理することができます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

16. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

関谷 学

○受付時間 月～金曜日 10：00～16：00

上記を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・利用者、説明者が署名又は記名捺印のうえ各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム和光苑

説明者職名 _____ 氏名 ⑩

私は、契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

利用者

住所 〒

氏名 ⑩

契約者 住所 〒

氏名 ⑩

残置物引取人 住所 〒

氏名